

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

2020年10月1日

株式会社ハードオフコーポレーション

株式会社エコプラス

2020年10月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

新潟県新発田市新栄町三丁目 1 番13号
株式会社ハードオフコーポレーション
代表取締役社長 山本 太郎

宮城県名取市上余田字千刈田 3 0 8 番地
株式会社エコプラス
代表取締役社長 今井 茂

株式会社ハードオフコーポレーション（以下、「ハードオフ」といいます。）及び株式会社エコプラス（以下、「エコプラス」といいます。）は、2020年8月31日付けで両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、ハードオフを株式交換完全親会社、エコプラスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。本株式交換に係る事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2020年10月 1 日

2. 株式交換完全子会社における手続の経過

(1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

エコプラスは、会社法第785条第3項の規定により、2020年9月8日付で株主に対して通知を行いましたが、エコプラスの株主から、会社法第785条第1項に基づく株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における手続の経過

(1) 会社法第796条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第797条（株式買取請求）の規定による手続の経過

ハードオフは、会社法第797条第3項及び社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により、2020年9月8日から2020年9月30日までの間、ハードオフの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるエコプラスの商号及び住所を定款に則り電子公告にて公告いたしました。

なお、本株式交換は、会社法第796条第2項に定める簡易株式交換であるため、ハードオフの株主による株式の買取請求はありません。

(3) 会社法第799条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換によりハードオフに移転したエコプラスの株式の数は28,000株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

(1) ハードオフは、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したハードオフの株主はおりませんでした。

(2) エコプラスは、会社法第783条第1項の規定により、2020年9月8日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) ハードオフは、本株式交換に際して、本株式交換によりハードオフがエコプラスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のエコプラスの株主名簿に記載された株主（但し、ハードオフを除く）に対し、その所有するエコプラスの普通株式1株につきハードオフの普通株式23株の割合をもって割当交付いたしました。なお、ハードオフが割当交付した普通株式の数の合計は644,000株です。

(4) 本株式交換により、ハードオフの資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更はありません。

以 上